

2025年3月26日

千葉県は判決を受け入れ児童相談所職員への未払賃金支払い及び職場環境を整えることを求める声明

千葉児童相談所弁護団
弁護団長 船澤 弘行

本日、千葉地方裁判所は、児童相談所元職員である原告飯島章太さんの請求を容れ、千葉県に対し、未払い残業代及び安全配慮義務違反に基づく損害賠償金の支払いを認める判決(裁判長:小林康彦)を行った。

本件判決は、千葉縣市川児童相談所一時保護課の職員が、人員不足から、昼休み等の休憩時間に休憩できないこと、夜間の仮眠時間が労働から解放されていないことから、休憩時間及び仮眠時間を労働時間と認め、未払い残業代の支払いを千葉県に命じた。

また、新卒で入職した飯島さんに対して、十分な研修を行わず、受け入れ児童らに対する心のケアに悩む飯島さんに対して長時間労働を強いたことについて、千葉県に損害賠償も命じた。

市川児童相談所における過酷な労働実態を認定した本件判決を、当弁護団は高く評価する。

飯島さんは、恒常的に人手不足な児童相談所において、職員が長時間労働を強いられ、多数の職員が精神疾患を発症し休職せざるを得ない実態、児童相談所職員に精神的・時間的余裕がないため、保護される児童に向き合う時間が取れない実態等を問題視し、本件訴訟を提起した。

千葉県は、かかる公益に資する判決を受け入れ、児童相談所職員の待遇改善及びその結果、保護児童の幸福につながる政策判断を行い、本件判決に対し、控訴しないことを強く求めるものである。

以上